

# 17 - 水飲み場、自動販売機

## 【基本的な考え方】

水飲み場や自動販売機を設ける場合は、車いす使用者に配慮するだけでなく、高齢者や視覚障害者などすべての人々が快適に利用できるように配慮することが必要です。

### 構造等基準

項目	整備水準	解説
水飲み場 「13-5」 構造	水飲み場を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造とすること。	

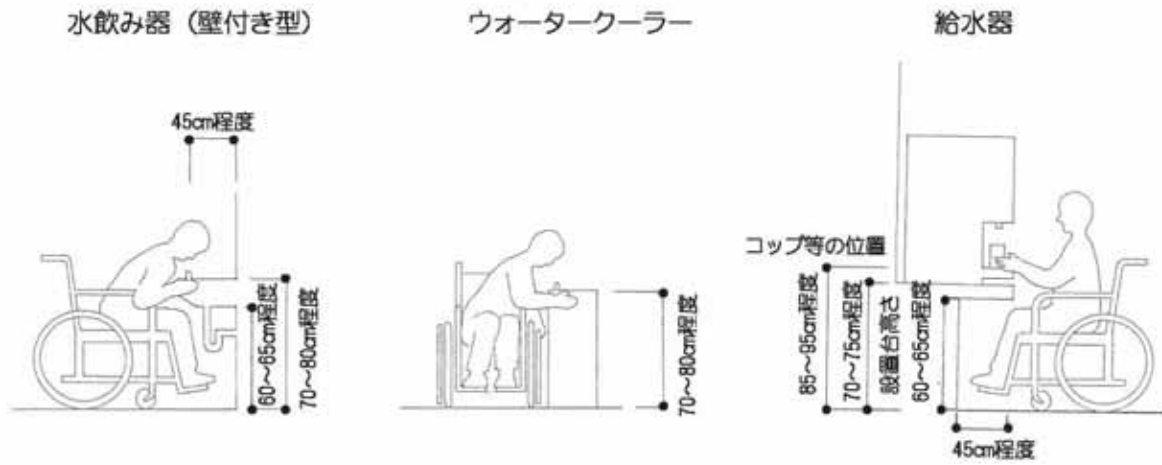
### 設計標準

項目	整備水準	解説
設置面	<ul style="list-style-type: none"> <li>水飲み場、自動販売機の設置場所の周辺の表面は、滑りにくく、平たんな仕上げとします。</li> </ul>	150cm × 150cm以上のスペースを確保します。
配置 高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>水飲み場、自動販売機の前面には、車いす使用者等が円滑に近接でき、回転できる水平部分を確保します。</li> <li>左右のどちら側からも近接できるように配慮します。</li> <li>水飲み場の飲み口の高さは、70cm ~ 80cm程度とします。</li> </ul>	
下部空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動販売機のコインの投入口及び取り出し口の高さは、床面から45cm ~ 125cm程度とします。</li> <li>水飲み場、自動販売機の下部には、車いすのフットレストが入る空間を確保します。</li> </ul>	高さ25cm程度のスペースを確保します。
給水栓	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水栓は、レバ - 式、光感知式その他操作が容易なものとしします。</li> <li>給水栓を足踏み式とする場合は、下肢に障害を持つ人が利用できる操作方式の給水栓を併設します。</li> </ul>	
転倒防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>水飲み器、自動販売機を設置する場合には、転倒しないよう壁面に固定するなど、安全性を確保します。</li> </ul>	
点字表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗車券、入場券の自動販売機などについては、操作ボタンや説明を必要とする事項に点字による表示を行います。</li> </ul>	

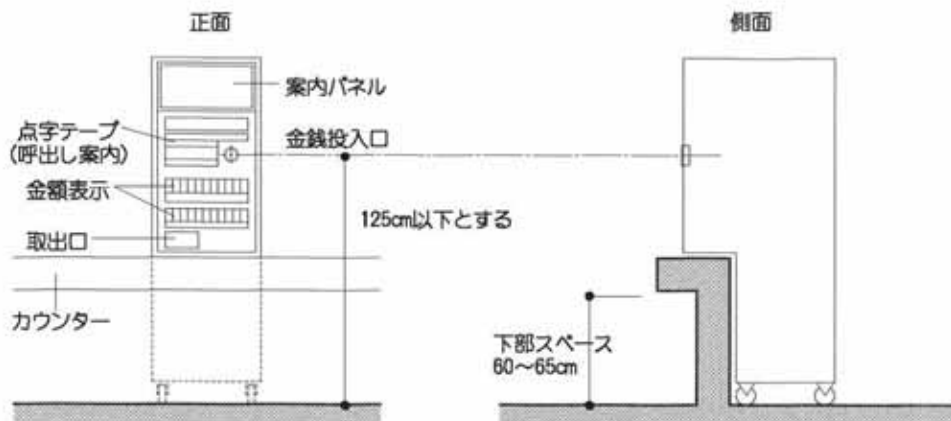
### 望ましい配慮

項目	整備水準	解説
操作ボタン	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす使用者は目線が低いいため、様々な利用者の視線角度を考慮した操作ボタンとします。</li> </ul>	
視覚障害者誘導用ブロック等 休憩設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>水飲み場、自動販売機を設ける場合には、30cm程度離れた位置から視覚障害者誘導用ブロック等を敷設します。</li> <li>水飲み場、自動販売機を設置した場合には、通行に支障のない位置にベンチ等を設けます。</li> </ul>	

## 水飲み器の例



## 発売機の例



## 視覚障害者の誘導例

